

「食品加工ドクター」制度実施要領

平成26年1月24日制定
平成26年6月9日改正
令和6年3月28日改正
地方独立行政法人
青森県産業技術センター
食品総合研究所

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の食品加工業者、農林漁業関係者等（以下「加工業者等」という。）が加工現場で抱えている課題を解決するため、加工業者等の要請を受けて、地方独立行政法人青森県産業技術センター食品加工部門研究員（以下「食品加工ドクター」という。）を加工現場に派遣し、技術支援等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(食品加工ドクターの役割)

第2条 食品加工ドクターは、加工業者等から要請のあった課題解決のための技術支援、試作品開発、指導、助言（以下「技術支援等」という。）を行うものとする。

なお、加工現場において技術支援等を行うことが困難な場合においては、必要に応じて地方独立行政法人青森県産業技術センター食品加工部門研究所（食品総合研究所、下北ブランド研究所及び農産物加工研究所。以下「研究所」という。）において技術支援等を行うものとする。

(技術支援等の要請及び決定の手続き)

第3条 食品加工ドクターの技術支援等を受けようとする加工業者等（個人、団体を問わない。以下「要請者」という。）は、研究所に要請するものとする。

- 2 要請に係る技術支援等の内容について、受託することが適当であると認めるときは実施を決定するものとし、相談内容等について技術相談管理簿で管理する。また、研究所長は技術支援等に必要な条件等を付すことができるものとする。
- 3 要請者は、研究所長から技術支援に関する同意書を求められたときは、提出しなければならない。

(技術支援等の期間)

第4条 技術支援等の期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究所長が認めた場合には、延長できるものとする。

(経費負担)

第5条 食品加工ドクターの派遣に要する旅費等の経費は、原則として、研究所が負担するものとする。

- 2 技術支援等を行うに当たり必要となる原材料、副資材等に要する経費は、原則として、要請者が負担するものとする。
- 3 技術支援等で使用する機器類等に要する経費は、派遣先の加工現場にあっては要請者が負担するものとし、研究所内にあっては当該研究所が負担するものとする。

(事故・災害等)

第6条 技術支援等実施中における事故・災害及び技術支援の結果発生した損害等について、研究所は賠償の責めを負わない。

(技術支援等の中止)

第7条 研究所長は、要請者が次の各号に該当するときは、技術支援等を中止するとともに、事由を付して要請者に通知するものとする。

- (1) 要請者がこの要領に定めるところに反したとき
- (2) 技術支援等の継続が困難であると認めたとき
- (3) その他研究所長が技術支援等を中止する必要があると認めたとき

(守秘義務)

第8条 研究所は、技術支援等の遂行上で知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、要請者の了解を得た場合はこの限りでない。

(成果の取り扱い)

第9条 研究所は、技術支援等により得られた成果の主要な部分が要請者の発案による場合を除き、得られた成果を自由に活用できるものとする。ただし、研究所長は次の各号に該当する場合、要請者を優先するよう配慮するものとする。

- (1) 要請者が、技術支援等により得られた成果をもとに、技術移転後1年以内に実用化又は商品化を行うとき
- (2) その他研究所長が要請者を優先する必要があると認めたとき

(特許等)

第10条 得られた成果が、要請者及び研究所双方の発案を含むものである場合は、特許等の出願は、原則として、要請者及び研究所が共同で行うものとし、その割合等は別途協議するものとする。

- 2 得られた成果が全て研究所の発案によるものである場合は、研究所が単独で特許等を出願できるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、技術支援等を遂行する上で必要な事項は、地方独立行政法人青森県産業技術センター食品総合研究所長が別に定めることとする。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年3月28日から施行する。